

入札に関する注意事項（建設局）

次の案件について、被指名業者におかれましては、関係法令、関係書類並びに履行場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札してください。

記

業 務 名		さいたま市土木工事实務要覧改定業務		
履 行 場 所		さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号		
業 務 担 当 課		建設局技術管理課		
設 計 図 書 等	閲 覧 等 の 方 法	(☐ 電子配布 ☐ 閲 覧 ☐ 貸与 ☐ その他)		
	質 問	(埼玉県電子入札共同システムを利用する。)	回 答	(埼玉県電子入札共同システムを利用する。)
	期 限	令和 8 年 6 月 2 4 日	日 時	令和 8 年 6 月 2 5 日
保 証 金	入 札 保 証 金	☐ 1. 免除 ☐ 2. 入札金額の 5 /100		
	契 約 保 証 金	☐ 1. 免除 ☐ 2. 契約金額の 10 /100		
履 行 期 限		令和 9 年 2 月 2 6 日		
添 付 書 類		☐ 要 ☐ 不要		
最 低 制 限 価 格		☐ 設定する ☐ 設定しない	調 査 基 準 価 格	設定する ☐ 設定しない
そ の 他		再入札の場合は、当日に行います。		

(注意事項)

- 1 入札の無効
- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に定める入札参加資格がない者がした入札及びさいたま市契約規則に違反した入札は無効とする。

(2) 明らかに連合によると認められる入札は無効とする。

(3) 電子証明書の添付されていない入札は無効とする。

(4) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札は無効とする。

(5) 予定価格を公表している場合において、当該予定価格を超えている入札は無効とする。
- 2 設計図書等の閲覧又は貸出し
- (1) 設計図書等の閲覧等の方法を「電子配布」とする場合は、上記配布期間に、入札情報公開システムの発注図書ファイルに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(2) 設計図書等の閲覧又は貸出しを業務担当課にて行う場合は、上記貸出期間中に指名通知書（埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）より印刷）を持参の上、業務担当課に申し出ること。
- 3 添付書類として、見積内訳書が記載されている場合については、システムによる入札書提出の際に必ず添付すること。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた

金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の回数については、次のとおりとする。

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 初度入札に無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

6 入札の辞退

入札参加を希望しない場合には、入札を辞退することができる。(システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退を認める。)

7 落札となるべき金額を入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、入札参加者が入力した任意の数値(3桁)と処理時刻を用いた演算式により、システムによる電子くじを実施する。なお、書面により入札書を提出する場合においては、入札書に任意の3桁の数値を記入すること。

8 やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、紙入札方式参加申請書を入札書等の提出期限までに業務担当課に提出し、承認を得なければならない。

9 本業務は、さいたま市業務委託最低制限価格取扱要綱 第5条第3号に基づく最低制限価格を設定している。

10 問い合わせ

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市建設局技術管理課

電話：048-829-1516